令和7年度保育所(園)申込案内

【お問合せ先】　金ケ崎町教育委員会事務局
幼保支援係
電話　０１９７－４２－２１１１

【お申込受付期間】

一次募集（令和７年４月及び５月入園申し込み希望の方）
令和６年11月１日（金）～11月29日（金）午前８時30分～午後５時
土、日、祝日の受付はしておりません。

二次募集（令和７年４月及び５月入園申し込み希望の方で一次申し込みをしていない方）
令和６年12月１日（月）～12月27日（金）午前８時30分～午後５時
土、日、祝日の受付はしておりません。

※保育所等の定員に空きがある場合、入所できます。
※二次募集以降の入園申込については、入所希望月の**前月15日まで**に必要書類を提出して下さい。
※町外にお住まいの方は、住所のある自治体でお申し込みください。
※企業主導型保育事業「ゆぅゆぅ保育園いわて」に入所希望の場合は、**直接、園にお申し込みください**。

【申請書等ダウンロード】
金ケ崎町ホームページ
https://www.town.kanegasaki.iwate.jp/

令和７年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和６年（2024年）4月2日～
1歳児	令和５年（2023年）4月2日～令和６年（2024年）4月1日
2歳児	令和４年（2022年）4月2日～令和５年（2023年）4月1日
3歳児	令和３年（2021年）4月2日～令和４年（2022年）4月1日
4歳児	令和２年（2020年）4月2日～令和３年（2021年）4月1日
5歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和２年（2020年）4月1日

１　教育・保育施設の利用と認定について

平成２７年４月から施行した子ども・子育て支援制度では、保育所（園）等に入園する際に利用（入園）のための、次の３つの教育・保育給付の給付認定を受ける必要があります。認定区分に応じて、利用できる施設及び利用時間が決まります。

認定の有効期限は認定区分によって決まりますが、保育を必要とする場合、保護者の状況を踏まえた認定期間になります。

認定区分	対象	利用（入園）先
１号認定（教育標準時間認定）	満３歳児以上で小学校就学前のお子さん	幼稚園※ 認定こども園（教育）
２号認定（保育認定）	満３歳以上で保護者の就労等により保育を必要とする小学校就学前のお子さん	保育所（園） 認定こども園（保育） 地域型保育事業
３号認定（保育認定）	満３歳未満で保育を必要とするお子さん	

※新制度に移行しない幼稚園は､｢子育てのための施設等給付認定｣の申請の必要があります。

２　２号・３号認定（保育認定）を受けるためには

保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業で保育の利用を希望する場合は、保育を必要とする認定（以下、保育認定）を受けていただきます。保育認定を受けられるのは、保護者がいずれも次の事由にある場合です。

なお、事由とその就労時間等（保育必要量）によって、保育を利用できる時間が区分されます。

（１）保育を必要とする事由

①就労（フルタイム、パート、自営や居宅内労働など）
②妊娠、出産
③同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
④保護者の疾病や障がい
⑤就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑥求職活動
⑦育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑧災害復旧
⑨虐待やＤＶ等、その他町が保育が必要であると認める場合

（2）通常保育で利用できる時間

就労時間（１カ月あたり）	利用区分	保育を利用できる時間
120 時間以上	保育標準時間	1 日最大 11 時間まで利用
48 時間以上 120 時間未満	保育短時間	1 日最大８時間まで利用

お子さんが保育標準時間を利用するためには、保護者がいずれも保育標準時間に該当することが必要です。

なお、短時間の就労時間でも、勤務先への移動時間等を加味し町が認めた場合は標準時間となる場合があります。標準時間での利用を希望する方は、必ず教育委員会事務局の窓口へお問い合わせ下さい。

<table>
<tr><th></th><th>保育を必要とする事由</th><th colspan="2">利用区分（保育必要量）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">２号・３号認定（保育認定）</td><td>・就労
・就学
・介護、看護　保育必要量 月48時間以上</td><td>月 120 時間以上
保育標準時間</td><td>月 48 時間以上
120 時間未満
保育短時間</td></tr>
<tr><td>・妊娠・出産
・災害復旧
・疾病・障がい</td><td colspan="2">保育標準時間</td></tr>
<tr><td>・求職活動
・育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</td><td colspan="2">保育短時間</td></tr>
</table>

（3）基準日について

保育所等の入所選考である利用調整は、基準日時点の状況とそれを証明する書類に基づいて行います。

もし、**基準日から利用開始日までに、保護者等の転職や転居、出産等で家族構成が変わるなど世帯の状況が変わる又はその可能性があるときは、申請前・申請後にかかわらず、教育委員会事務局へ必ずご相談ください。**

保護者の就労状況等、保育の必要性の認定基準やランク・調整指数等の判定を行う基準日は、下記の表のとおりです。

基　準　日		
一次利用調整	１１月申請	令和６年１１月末日
二次利用調整	１２月申請	令和６年１２月末日
二次以降	利用申請締切日の前月の末日 ※申込締切日については、次頁「3(1)入所の申込について」を参照してください。	

3　入所の申込みから入所決定について

（１）入所の申込みについて

令和７年度（令和７年４月、５月）に入所を希望する方（町外保育所入所希望の方も含む）の受付は、令和６年１１月１日（金）～令和６年１１月２９日（金）まで金ケ崎町教育委員会事務局で行います。**受付期間後も随時受け付けますが、受付期間内に手続きをされた人から、優先して入所決定をします。**

なお、令和７年６月以降に入園希望の場合、**町内保育所（園）は入所を希望する月の前月１５日までに、町外保育所の場合は、希望する月の前月１０日までに必要書類を提出して下さい。**

（２）入所決定について

入所選考は、町の入所選考会において公正な基準・方法により行い、保育の必要性の程度の高い順に入所決定します。保育の必要性の程度とは、前ページの基準日において保護者の就労状況等、保育の必要性の認定基準やランク・調整指数等の判定を行い点数が高い順に、希望等を踏まえ選考します。

なお、特別な事由（児童虐待、生活保護、一人親家庭、障がい者世帯等）に該当する場合は優先的に保育の利用が出来ます。

教育委員会事務局に申し込み ⇒ **入所選考会**
※1月下旬を予定
町外保育所入所は、希望保育所のある市町村で決定されます。

⇒ **入所承諾通知書**（２月下旬に送付）
※就労状況・保育料納付状況等確認後送付します。

⇒ **保育所（園）から連絡があります。**

⇒ **入所不承諾通知書**（２月下旬に送付）
入所できなかった場合は、令和８年３月入所まで毎月入所選考を行います。

【注意】
1　保育所（園）は定員の超過などで入所することができない場合があります。
2　提出書類に虚偽の記載があった場合は、入所承諾を取消とし、入所後明らかになった場合は保育の実施を解除（退所）することがあります。
3　申込を取り下げる場合や、入所を辞退する場合は、速やかに教育委員会事務局にご連絡下さい。

（３）慣らし（短縮）保育について

慣らし保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育所等によって異なります。事前に保育所等にご確認ください。

なお、利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用開始月をご検討ください。

4　心身に障がいのある児童について

心身に何らかの障がいのある児童で、新たに入所申込みをされる場合は、入所希望保育所と協議する必要がありますので、その旨を申し出て下さい。

また、場合により児童相談所等の判定を受けていただくこともあります。

5　入所申込み時の提出書類について

必要な書類は、以下の①から⑦です。③から⑦は、各家庭の状況により異なりますので、それぞれ必要な書類を提出して下さい。

ただし、**書類を提出しない場合、又は提出書類に不備がある場合は、保育の利用調整点数（保育の必要性の程度）が判定できないため不承諾となります。**

① 保育所等利用申込書（入所するお子さん１人につき　１部）
② 子どものための教育・保育給付認定申請書（入所するお子さん１人につき　１部）
③ 保育の必要性を証明する書類（１世帯につき　１部）

※ 「就労（予定）証明書」、「就労申告書」、「診断書」は所定の用紙を使用して下さい。これらの用紙は教育委員会事務局窓口にあります。また、町ホームページでダウンロードすることができます。

※ 入所申込み後から入所時まで、又は入所後に就労状況等の変更が生じた場合は、その旨を教育委員会事務局まで速やかに届けて下さい。

※ **就労証明書の記載について、保護者は保護者記入欄以外記入しないでください。就労証明欄について保護者が記入した場合は罰則の対象となる場合があります。**

家　庭　の　状　況		提　出　書　類	証明者
就　労	お勤めの方	就労証明書	勤務先
	自営・農業の方	就労申告書	事業主
	内職の方	内職証明書	発注元
疾病等	疾病者	診断書	病院
	障がい者等	特別児童扶養手当証書のコピー 身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳のコピー	
	出産の前後	母子健康手帳	
	介護者	介護申告書 介護保険被保険者証のコピー	本人
その他	大学（院）生、専門学生	在学証明書	通学先
	職業訓練受講生	在学証明書、時間割表	通学先
	求職活動中の方	求職活動申出書（毎月提出）	本人
	上記以外の方	教育委員会事務局にお問い合わせ下さい。	

④ ひとり親世帯を証明するための資料（１世帯につき１部）

ひとり親世帯の方は、児童扶養手当証書、ひとり親家庭福祉医療受給者証のコピーを提出して下さい。

⑤ 在園証明書（幼稚園、認定子ども園等に在園　在園児１人につき　１部）

保育所入所申込児童の兄弟姉妹が、保育所以外の施設に入園（所）している場合は、保育所保育料の軽減措置があります。施設長が発行する在園証明書を提出して下さい。

ただし、町内の幼稚園を利用している場合は提出不要です。

軽減措置対象となる施設は次のとおりです。

幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部

⑥ 世帯に障がいを持つ方がいることを証明する資料（対象者１人につき１部）

世帯に障がいを持つ方がいる場合には、身体・知的・精神障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書のコピーを提出して下さい。

⑦ 所得課税証明書（対象者１人につき１部）

課税状況が不明な場合など、個別に所得課税証明書の提出を求める場合がございますのでご了承願います。

６　保育料について

（保育料は、お子さんの園での生活に必要な経費の一部を負担していただくものです）

（１）保育料の算定について

① 保育料は、父母、又は世帯状況に応じて同居の家族の町民税課税額（均等割・所得割額）により決定します。住民税所得割額は、税額控除（調整控除額・税額調整措置の額を除く）を反映しない額となります。また、お子さんの年齢区分や保育必要量（保育標準時間・保育短時間）により細区分されます。

② ４月分から８月分までの保育料は、令和６年度町民税課税額により算定し、９月分から翌３月分までの保育料は、令和７年度町民税課税額により算定します。

なお、未申告の場合は、保育料最高額で算定します。申告後は再算定いたします。

③ お子さんが満三歳をむかえ３号認定から２号認定に変更となっても、年度中の保育料は、３号認定のまま（３歳児未満の保育料）となります。

※保育無償化は３歳児クラス（年小）からとなります。

④ ０歳児から２歳児までの非課税世帯の保育料は０円となります。

⑤ 児童を養育している世帯で、年齢順に上から２番目以降の児童が入園する場合、保育料は第２子以降は無料となります。

（２）幼児教育・保育無償化について

① 令和元年 10 月１日から３歳児以上の児童に係る保育料が０円となっています。

② ３歳児以上の児童は副食費（おかず等）を園へ支払う必要があります。

（３）保育料の納入について

① 保育料は保育所（園）の経費（保育所運営費、保育士の給与）の一部を負担して

いただくものですから、毎月納期限（月末日）までに必ず納付して下さい。
※口座振替の場合は毎月月末に引き落としとなります。

② 保育料は、その月の初日現在、在籍している児童について徴収しますので、保育所（園）を休まれても日割りの計算はいたしません。１か月分の保育料をお支払い下さい。

③ 保育料は、原則として口座振替により毎月納入していただきます。口座振替申込書は、町内金融機関窓口、又は教育委員会事務局窓口にあります。届出印が必要です。

④ 公立保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所へ入園となった場合、保育料は直接施設へ納入していただきます。

⑤ 保育料の納入が遅延した場合は、督促状を発行しますので、速やかに納付してください。

⑥ 保育料の支払いが困難な時は、納付方法についてご相談下さい。また、疾病、事業不振、廃業、失業等のやむをえない事情により、前年に比べて所得が半分以下に減少し、支払いが困難な場合は、保育料の減免申請ができます。

（４）保育料を滞納すると

① 保育料を滞納した場合は、不動産・給与・銀行預金等の財産調査を実施し、差押処分することがあります。

② 保育料（教育施設も含みます）を滞納している方は、保育の利用調整で減点（20点）の対象となります。利用調整では優先順位を設定し選考しますので、結果、退所又は利用不可となる場合があります。

７ 町外の認可保育所入所を希望される方について

金ケ崎町外の認可保育所の入所を希望される場合も、金ケ崎町に保育所入所申込が必要です。そのため、通常の保育所申し込みより時間がかかりますので、**希望する月の前月１０日までに**申込書を提出して下さい。

ただし、令和７年４月入所希望の場合は、一次募集期間に提出して下さい。

８ ゆぅゆぅ保育園いわての入所を希望される方について

トヨタ自動車東日本㈱企業主導型保育所の「ゆぅゆぅ保育園いわて」の入所を希望される場合は、別に手続きが必要となります。所定の申込書が園にございますので、直接、園にお申し込みください。入所の可否は園で決定します。

なお、教育・保育給付申請書については、金ケ崎町教育委員会事務局に申請してください。

９ その他

（１）延長保育 … 申込先は保育所（園）です。なお、延長保育料がかかります。

（２）退　　所 … 在園中に保育所（園）の利用基準に該当しなくなった場合、又は都合により退所する方は「届出書」を教育委員会事務局に提出して下さい。

（３）変 更 届 … 家庭状況（母の出産、育児休業取得も含む）、住所、勤務先、就労状

況、税額等の変更があった場合は速やかに教育委員会事務局へ届出て下さい。

１０　保育所入所申込書記入例

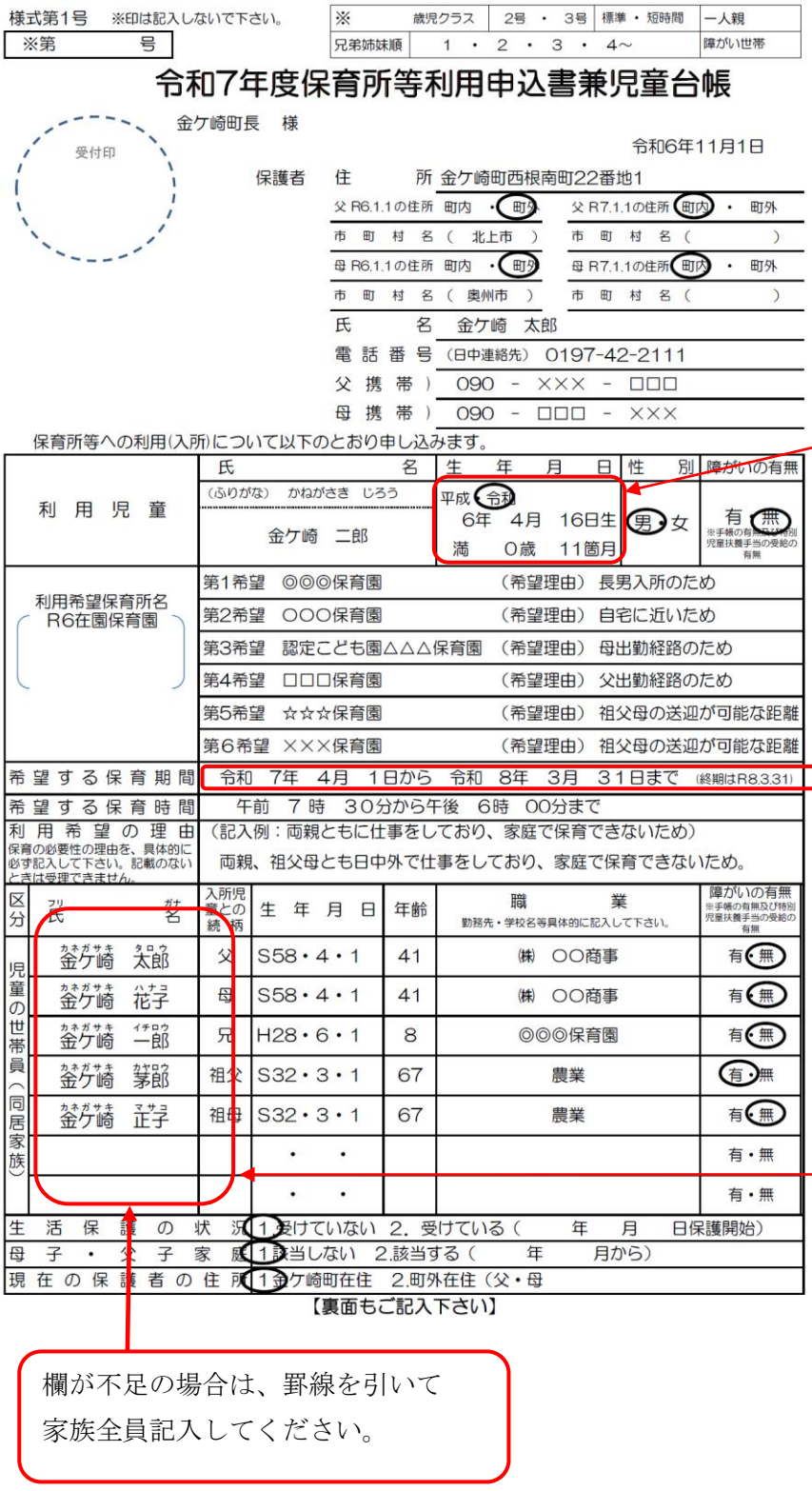

様式第1号　※印は記入しないで下さい。

※第　　号				
※	歳児クラス	2号 ・ 3号	標準 ・ 短時間	一人親
兄弟姉妹順	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4～			障がい世帯

令和7年度保育所等利用申込書兼児童台帳

金ケ崎町長　様

受付印

令和6年11月1日

保護者　住　所　金ケ崎町西根南町22番地1

父 R6.1.1の住所　町内 ・ (町外)　　父 R7.1.1の住所　(町内) ・ 町外
市 町 村 名（北上市）　　市 町 村 名（　　）
母 R6.1.1の住所　町内 ・ (町外)　　母 R7.1.1の住所　(町内) ・ 町外
市 町 村 名（奥州市）　　市 町 村 名（　　）

氏　名　金ケ崎　太郎
電話番号（日中連絡先）　0197-42-2111
父 携 帯 ）　090 － ××× － □□□
母 携 帯 ）　090 － □□□ － ×××

保育所等への利用(入所)について以下のとおり申し込みます。

	氏名	生年月日	性別	障がいの有無
利用児童	（ふりがな）かねがさき じろう 金ケ崎　二郎	平成・(令和) 6年 4月 16日生 満 0歳 11箇月	(男)・女	有・(無) ※手帳の有無及び特別児童扶養手当の受給の有無

利用希望保育所名 R6在園保育園	第1希望　◎◎◎保育園　（希望理由）長男入所のため
	第2希望　○○○保育園　（希望理由）自宅に近いため
	第3希望　認定こども園△△△保育園　（希望理由）母出勤経路のため
	第4希望　□□□保育園　（希望理由）父出勤経路のため
	第5希望　☆☆☆保育園　（希望理由）祖父母の送迎が可能な距離
	第6希望　×××保育園　（希望理由）祖父母の送迎が可能な距離
希望する保育期間	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月 31日まで（終期はR8.3.31）
希望する保育時間	午前 7時 30分から午後 6時 00分まで
利用希望の理由 保育の必要性の理由を、具体的に必ず記入して下さい。記載のないときは受理できません。	（記入例：両親ともに仕事をしており、家庭で保育できないため） 両親、祖父母とも日中外で仕事をしており、家庭で保育できないため。

区分	フリガナ 氏名	入所児童との続柄	生年月日	年齢	職業（勤務先・学校名等具体的に記入して下さい。）	障がいの有無（※手帳の有無及び特別児童扶養手当の受給の有無）
児童の世帯員（同居家族）	カネガサキ タロウ 金ケ崎 太郎	父	S58・4・1	41	㈱ ○○商事	有・(無)
	カネガサキ ハナコ 金ケ崎 花子	母	S58・4・1	41	㈱ ○○商事	有・(無)
	カネガサキ イチロウ 金ケ崎 一郎	兄	H28・6・1	8	◎◎◎保育園	有・(無)
	カネガサキ マタロウ 金ケ崎 茅郎	祖父	S32・3・1	67	農業	(有)・無
	カネガサキ マサコ 金ケ崎 正子	祖母	S32・3・1	67	農業	有・(無)
			・ ・			有・無
			・ ・			有・無

生活保護の状況	(1.受けていない) 2.受けている（　年　月　日保護開始）
母子・父子家庭	(1.該当しない) 2.該当する（　年　月から）
現在の保護者の住所	(1.金ケ崎町在住) 2.町外在住（父・母

【裏面もご記入下さい】

入所予定月の初日時点の年齢を記入

最長で年度末（令和８年３月 31 日）までとなります。継続利用される場合は、毎年 11 月に現況届提出と併せて、申込となります。

申込児童を除く、同居者全員及び別居の生計を一緒にしている家族全員を記入

欄が不足の場合は、罫線を引いて家族全員記入してください。

１１　家庭状況調査票

家庭状況調査票

（1）現在の児童の保育状況について、該当する番号に○をし、必要事項を記入して下さい。

1．保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所に入っている（施設名称　　）
2．認可外施設（託児所等）に入っている（施設名称　　）
3．個人に預けている（保育者氏名　　）
4．職場に連れて行っている（　託児所が　有　・　無　）
(5.) 自宅でみている（保育者氏名　金ケ崎　花子　　続柄　母　　）
6．その他（　　）

利用希望の児童について記入

（2）現在時点の兄弟入所の予定について、該当する番号に○をし、必要事項を記入して下さい。

1．兄弟入所の予定無
(2.) 兄弟入所の予定有　　4月1日から入所希望
3．現在妊娠中であり出産後入所予定　　月1日から入所希望

（3）母親の産前・産後及び育児休暇について、該当する番号に○をして下さい。

1．出産予定がある…　　出産予定日は　　年　　月　　日の予定
　　育児休業は　　無・有　　育児休業は　　月　　日　から　　月　　日
(2.) 育児休暇中である…　　（職場復帰は、　令和6年　4月　15日の予定）
3．出産予定はない

（4）定員超過により入所出来なかった場合の対応について該当に○をし、必要事項を記入して下さい
1．申込を取り下げる
(2.) 利用希望開始月の翌月以降も空き待ち（2の方は空き待ち期間の対応にレを記入）
　□父または母が家庭で保育する
　□他の施設の利用（幼稚園・認可外保育所・一時保育・ファミリーサポートセンター）
　☑親族（祖父母等）に預ける
　□その他（　　）

該当する方は必ず記入

（5）別居の祖父母について下欄に記入して下さい。

父方	祖父	歳	住所		常勤・パート・自営・無職 勤務時間　時～　時	健康 病弱
	祖母	歳	住所		常勤・パート・自営・無職 勤務時間　時～　時	健康 病弱
母方	祖父	67 歳	住所	金ケ崎町西根鑓水98	(常勤)・パート・自営・無職 勤務時間　9時～18時	(健康) 病弱
	祖母	67 歳	住所	金ケ崎町西根鑓水98	常勤・(パート)・自営・無職 勤務時間　9時～　14時	(健康) 病弱

お子さんの祖父母について記入
既に亡くなった方は記入不要

（6）母子・父子家庭の方は、下欄に記入して下さい。

事実婚の有無 （婚姻届を出していない相手が居る）	有に○をした方 無　・　有　相手の方は入所希望児童の　1．父・母である 2．父・母ではない				
相手方の氏名	年齢	住所（居所）	勤務先	障がい	課税照会承諾
	歳			有・無	印

（注意）事実婚の相手の方についても就労証明書や所得課税証明書等の必要書類を添付して下さい。

１２　町内保育施設案内

※定員については、令和６年１１月１日時点であり、入所状況や職員体制等により変動することがあります。

保育所名 （設置者）	所在地 電話番号	開所時間 （延長保育含む）	受入年齢	※定員
私立金ケ崎保育園 （社会福祉法人愛護会）	西根下餅田１４－１ TEL　４２－２８０８	7：00～19：00	満２カ月 ～就学前	１３０名
私立たんぽぽ保育園 （社会福祉法人愛護会）	西根辻岡３０ TEL　４１－０２８８	7：00～19：00	満２カ月 ～就学前	１２０名
私立認定こども園 たいよう保育園 （社会福祉法人白鶴会）	西根寺下１０１ TEL　４２－５００５	7：00～19：00	満２カ月 ～就学前	保育定員 １０６名 教育定員 ４名
私立かがやき保育園 （NPO 法人輝き）	西根南町８ TEL　４２－２５５５	7：15～19：00	満２カ月 ～満３歳	１５名
私立あおぞら保育園 （NPO 法人輝き）	西根南町９-1 TEL　４７－４８４２	7：15～19：00	満２カ月 ～満３歳	１２名
私立よつば保育園 （㈱すくすく）	三ケ尻水口沢５３－１ TEL　４８－９０８３	7：30～18：30	満６か月 ～満３歳	１２名
町立認定こども園 南方幼稚園	西根杉ノ崎 26 TEL　４４－３１１９	7：30～18：30	３歳児 ～就学前	保育定員 ７０名 教育定員 ７０名
以下、企業主導型保育事業であるため、申込は園へ直接行ってください。				
ゆぅゆぅ保育園いわて （トヨタ自動車東日本㈱）	西根森山１－２ TEL　４７－６３５５ ※申込の問い合わせは トヨタ自動車東日本株式会社人事部厚生グループ TEL　090-4466-9637	5：30～21：00	生後５カ月 ～就学前	５０名